日本側書簡	日次	(外務省告示第七五一	平成 十六年十一月二十二日 告示	平成 十六年 十月二十二日 劾力発生	平成 十六年 十月二十二日 ワシントンで	長取極	(略称)米国との資源探査用将来型センサー計画協力取極の有効期間延	カ合衆国政府との間の取極の有効期間の延長に関する交換公文	◎資源探査用将来型センサー計画に係る協力に関する日本国政府とアメリ
	ページ	(外務省生生示第七五二号)							

二六五五

米国との資源探査用将来型センサー計画協力取極の有効期間延長取極	日本国特命全権大使 加藤良三閣下 Al	ジョン・F・ターナーアメリカ合衆国	二千四年十月二十二日にワシントンで	光栄を有します。 離が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力が生ずるものとすることを提案する ないたいのであるときは、この書簡及び閣下の返 までの までの までの までの までの までの までの までの	極を二千四年十月二十四日から八年間延長することを提案する光栄を有します。 を二千四年十月二十四日から八年間延長することを提案する光栄を有します。 と と と の の の の の の の の の の の の の の の の	<ul> <li>              fin all</li></ul>	(米国側書簡)	有効期間の延長に関する交換公文) (資源探査用将来型センサー計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の
2. 取極 二六五七	His Excellency Mr. Ryozo Kato Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Japan to the United States of America	For the Secretary of State, (Signed) John F. Turner	Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.	I have the further honor to propose that, if the foregoing is acceptable to the Government of Japan, this Note and Your Excellency's Note in reply shall constitute an agreement between the two Governments, which shall enter into force on the date of Your Excellency's reply.		木ち		取極

米国との資源探査用将来型センサー計画協力取極の有効期間延長取極

二六五九

ある。
極(平成八年二国間条約集参照)の有効期間を平成十六年十月二十四日から八年間延長するもので極(平成八年二国間条約集参照)の有効期間を平成十六年十月二十四日から八年間延長するもので、この取極は、平成八年十月二十四日に署名された米国との資源探査用将来型センサー計画協力取(参考)